第四十三条第一項中「保険医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは」に改め、「診療所」の下に「若しくは薬局」を、「この項」の下に「及び第五項」を、「総称する。）」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「次の各号に掲げる療養（当該被保険者が第四十一条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。）」を「療養」に改め、「支払うべき一部負担金」の下に「、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項又は第七項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第八十八条第六項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」を、「第四十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「から当該各号に掲げる療養」を「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合」に改め、「当該保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同項第一号中「入院療養又は入院療養以外の療養であって一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）」を「第四十一条第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ及びロ中「入院療養等」を「療養」に改め、同項第二号中「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」を「第四十一条第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万五十円）」を削り、「入院療養」を「療養」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」を削り、同号ハ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万二千三百円）」を削り、同号ニ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、七千五百円）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第四十一条第四項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ロ　前条第四項第二号に掲げる者　四万五十円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　一万二千三百円

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　七千五百円

第四十三条第一項に次の一号を加える。

四　第四十一条第五項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　ロ又はハに掲げる者以外の者　二万四千六百円

ロ　前条第五項第二号に掲げる者　四万四千四百円

ハ　前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　八千円

第四十三条第二項中「第四十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「保険外併用療養費又は」を削り、「第一項各号に掲げる療養（被保険者又はその被扶養者が第四十一条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。）」を「療養」に改め、「保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項又は第七項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。）又は」を削り、「療養の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第一号に掲げる療養であって七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、同号イ中「八万百円」とあるのは「四万五十円」と、「二十六万七千円」とあるのは「十三万三千五百円」と、「四万四千四百円」とあるのは「二万二千二百円」と、同号ロ中「十五万円」とあるのは「七万五千円」と、「五十万円」とあるのは「二十五万円」と、「八万三千四百円」とあるのは「四万千七百円」と、同号ハ中「三万五千四百円」とあるのは「一万七千七百円」と、「二万四千六百円」とあるのは「一万二千三百円」として同号の規定を適用した場合の同号に定める額）を「場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であって前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項後段を削り、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第七項中「訪問看護療養費又は」及び「被保険者又はその」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「保険外併用療養費又は」及び「被扶養者」とあるのは「被保険者又はその被扶養者」と、」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」と総称する。）」を「保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者」に、「保険医療機関等から」を「保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から」に改め、「一部負担金」の下に「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額」を、「当該保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第八十八条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第百十一条第三項において準用する法第八十八条第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であって前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第八十八条第六項中「被保険者が」とあるのは「被扶養者が」と読み替えるものとする。

第四十四条第一項中「及び第三号ロに」を「、第三号ロ及び第四号ロに」に改める。

附則第五条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」を削り、「同項第三号イ中」の下に「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と、同項第四号イ中」を加え、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「当該各号」を「当該場合の区分に応じ当該各号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に、「並びに」を「及び」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第七項を同条第六項とする。